

北九州市SDG-X リーディングプロジェクト補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、グローバル化・複雑化する社会の潮流に適応し、自律的好循環を形成して持続可能なまちをつくるため、SDGsを原動力にリーディング企業を創出し、「市内企業の成長」と「社会課題の解決」の同時実現を図るため、企業等に対し交付する補助金について、必要な事項を定めるものとする。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号。以下「補助金等交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (2) 中小企業者等及び中堅企業等 別紙1に記載した者をいう。
- (2) 社会実装 独自の技術開発などによる研究開発、試作品の開発等を終えた製品・サービスについて、社会課題解決のため、実用化に向けて展開すること。
- (3) 自律的好循環 事業活動を通じて地域課題等の解決を図ることで企業が成長し、その収益が地域に還流・再投資されること。

(補助金の交付要件)

第4条 補助金の交付を受けて事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) SDGs経営に取り組んでいること。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 市内に本社若しくは事業所を有する中小企業者等及び中堅企業等又は市内に本社若しくは事業所を置き、新たに補助事業を開始しようとする中小企業者等及び中堅企業等。

イ 本市が国へ応募しているスーパーシティ構想において、先端的サービスに取り組む参画事業者を選定されている者。又は、今後、本市が八幡東区東田地区等で行う独自プロジェクトに参画する事業者で、本市が認める者。

(3) 市区町村税を滞納していないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団、暴力団員と密接な関係を有するもの

2 複数の事業者が共同して事業を行う場合、代表となる事業者は前項各号のすべてを満たすものとし、代表となる事業者以外の事業者は、前項第3号及び第4号を満たすものとする。

（補助対象事業）

第5条 この補助金は、「サステナビリティ・トランスフォーメーション（S X）、デジタル・トランスフォーメーション（D X）、グリーン・トランスフォーメーション（G X）」に統合的に取り組むことで、「北九州市SDGs未来都市計画」が示す「5つのまちの姿」の実現に寄与するプロジェクトで、社会実装に向けた段階である事業に対し交付する。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費は、前条に定める補助対象事業の実施に必要な経費のうち、別表のとおりとする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、前項に定める補助金の交付の申請を行う場合、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下、消費税等仕入控除税額という。）に相当する金額を減額しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 補助事業を実施するための経費は、最も安価かつ効果的に活用するよう努めなければならない。

（補助の期間）

第7条 補助事業の補助期間は1年以内とし、前年度と同一の事業者による同一の事業に対する補助（以下、「更新」という。）を妨げない。ただし、更新の回数は2回以内とする。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、予算の範囲内で、かつ、次の各号に掲げる額のうち最も小さい額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）を上限とする。

（1）第6条に定める経費の2分の1以内の額

（2）3,000万円（前条により更新した場合にあっては、当該更新の前に交付した補助金の額と合計して5,000万円）

（市等の他の制度との併給制限）

第9条 この要綱による補助金の交付を受ける者は、同一の事業について同一年度中に北九州市及び北九州市から出資を受けている団体が実施する事業の補助金等の交付を受けることができない。

(補助金の交付申請)

第10条 申請者は、当該年度の募集期間内に、申請書に市長が必要と認める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(事務の代行)

第11条 申請者は、申請書提出事務の手続を第三者に代行させることができる。

(補助金の交付決定)

第12条 市長は、第10条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付を決定した場合、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき、修正を加えて交付決定をするものとする。

3 市長は、第1項に定める審査のため、有識者によって構成される審査会を開催する。

4 審査会は、申請書類に基づき、当該事業の先進性や社会的インパクト等を審査及び検討し、その結果を市長に報告する。

(交付条件)

第13条 市長は、前条に定める交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要な指示をし、又は条件を付することができる。

2 市長は、前条に定める交付決定をする場合において、次の各号を補助金交付の条件として付するものとし、第6号及び第7号の条件について、交付の決定の通知後30日以内に、交付決定の通知を受けた者と覚書を締結するものとする。

(1) 補助事業の実施方法等の主要な内容を変更する場合は、市長の承認を受けなければならない。

(2) 補助対象経費における各経費項目の金額の変更(軽微な変更を除く。)をする場合は、市長の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業を中止する場合は、市長の承認を受けなければならない。

- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくなければならない。
- (6) 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降3年間、引き続き北九州市において当該補助事業に係る事業化を行うとともに、その状況について、毎事業年度終了後、市長に報告書を提出しなければならない。
- (7) 補助事業者は、当該補助事業の成果に基づく収益が生じた場合は、自律的好循環の形成及び北九州市SDGs未来都市計画への貢献に努めなければならない。

(補助金の概算払)

第14条 市長は、補助事業を実施するために必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。

(申請の取り下げ)

第15条 補助事業者は、当該交付決定の内容又は第13条の条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を発した日から15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の取り下げがあったときは、速やかに当該申請に係る補助金の交付決定を取り消すものとする。

(補助事業の内容変更)

第16条 補助事業者は、補助事業が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ申請書に変更内容が確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の実施方法等の主要な内容を変更しようとするとき。

(2) 補助対象経費における経費項目の変更（軽微な変更を除く。）をするとき。

2 市長は、前項に定める申請があったときは、その内容を審査し、決定した結果を補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第17条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、申請書をあらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項で補助事業を中止した補助事業者は、速やかに実績報告書を提出し、概算払を受けていた場合は、精算の上、残額を返還するものとする。

(事業の更新)

第18条 第7条の更新を希望する補助事業者は、当該年度の12月31日までに実績報告書（見込）に加え、更新申請書及び市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に定める更新申請があったときは、審査会において、事業の更新に係る審査を行い、事業の更新を認めたときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第19条 補助事業者は、当該年度の補助事業が完了したときは、事業が完了した日から20日以内に、実績報告書に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第20条 市長は、第19条に定める実績報告があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 補助事業者は、第14条の規定により交付を受けた額に剰余が生じたときは、剰余金を返還しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項に定める通知を受けた日から15日以内に請求書を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項に定める請求があったときは、請求日から30日以内に補助金を交付しなければならない。

(交付決定の取消)

第21条 市長は、補助事業者が補助事業に関して次の各号のいずれかに該当した場合は、第12条第1項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合。
- (2) 第6条第1項に定める用途以外で補助金を使用した場合。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又は第13条に定める補助金の交付の条件その他補助金等交付規則に基づく市長の指示に違反した場合。
- (4) 役員等（法人の役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- (5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (6) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (8) 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (9) 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) この要綱の規定に違反したとき。

- 2 前項の規定は、第20条による補助金の額の確定があった後においても適用する。
- 3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消す場合は、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第22条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分について既に補助金を交付しているときは、返還命令書により、返還を命ずることとする。

- 2 補助事業者は、前項に定める命令を受けたときは、返還命令書に記載のある期間内に当該補助金を市長に返納しなければならない。
- 3 この場合における当該補助金の返還に係る加算金及び遅延利息については、補助金等交付規則第20条の規定を適用する。

(財産の管理)

第23条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、当該年度に次条第1項に定める取得財産等があるときは、第19条に定める実績報告書とあわせて、管理台帳を提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第24条 取得財産等のうち補助金等交付規則第22条第5号の規定により市長が指定して処分を制限する財産は、補助対象経費のうち、取得価格又は効用の増加が50万円以上のものであり、かつ、当該財産の耐用年数が1年以上のものとする。

- 2 補助事業者は、補助金等交付規則第22条の規定により処分を制限された財産を、取得日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める

耐用年数に相当する期間までは、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反した使用、撤去、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供してはならない。

3 補助事業者は、前項の規定により処分を制限された財産を、補助金の交付の目的に反して使用、撤去、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長に申請書を提出し、承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定により、処分を制限された財産を補助金の交付の目的に反して使用、撤去、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供することを承認したときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。

(調査)

第25条 市長は補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付決定を受けた事業の状況について、現地調査をすることができる。

(委任)

第26条 この要綱の施行について必要な事項は、企画調整局長が別に定める。

付 則

この規則は、令和4年8月5日から施行する。

別紙1（第3条関係）

【定義】

本要綱において、対象となる中小企業者等及び中堅企業は以下のとおりとする。

- （1）中小企業者等 下記アの要件を満たす「中小企業基本法」第2条第1項に規定する者及び下記イの要件を満たす者。
- （2）中堅企業等 下記ウの要件を満たす者。

ア．中小企業者

○ 資本金又は従業員数（常勤）が下表の数字以下となる会社又は個人であること。

業種	資本金	従業員数 （常勤）
製造業、建設業、運輸業	3 億円	300 人
卸売業	1 億円	100 人
サービス業 （ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業 を除く）	5,000 万円	100 人
小売業	5,000 万円	50 人
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円	900 人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円	300 人
旅館業	5,000 万円	200 人
その他の業種（上記以外）	3 億円	300 人

※1 資本金は、資本の額又は出資の総額をいう。

※2 常勤従業員は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解される。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用

される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれない。

○ ただし、次の(1)～(5)のいずれかに該当する者は、大企業（資本金10億円以上）とみなす（みなし大企業）。同様に、次の(1)～(5)で「大企業」とされている部分が「中堅企業等」である場合には、みなし中堅企業の扱いとなる。また、(6)に定める事業者に該当する者は中小企業者から除き、中堅企業等として扱う。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- (6) 応募申請時点において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

※1 大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であり、資本金及び従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当する。また、自治体等の公的機関に関しても大企業とみなす。ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しない。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

※2 本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及ぶ。

※3 上記(3)の役員には、会社法第2条第15号に規定する社外取締役及び会社法第381条第1項に規定する監査役は含まれない。

イ. 「中小企業者等」に含まれる「中小企業者」以外の法人

○ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第6号～第8号に定める法人（企業組合等）又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第二に該当する法人（※1）、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された農事組合法人若しくは法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（従業員数が300人以下である者に限る。）であること（※2）。

※1 一般財団法人及び一般社団法人については、非営利型法人に該当しないものも対象となる。

※2 法人格のない任意団体（申請時に法人となっていて、任意団体として確定申告をしている場合は申請可能）、収益事業を行っていない法人、運営費の大半を公的機関から得ている法人は補助対象とならない。また、政治団体や宗教法人などの団体も補助対象とならない。

ウ．中堅企業等

1 会社若しくは個人、中小企業等経営強化法第2条第1項第6号～第8号に定める法人（企業組合等）又は法人税法別表第二にあてはまる法人（※1）、農業協同組合法に基づき設立された農事組合法人若しくは法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人であって、下記の要件を満たす者であること（※2）。

(1) ア又はイに該当しないこと（※3）。

(2) 資本金の額又は出資の総額が10億円未満の法人であること。

(3) 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、従業員数（常勤）（※5）が2,000人以下であること。

※1 一般財団法人及び一般社団法人については、非営利型法人に該当しないものも対象となる。

※2 法人格のない任意団体（申請時に法人となっていて、任意団体として確定申告をしている場合は申請可能）、収益事業を行っていない法人、運営費の大半を公的機関から得ている法人は補助対象とならない。また、政治団体や宗教法人などの団体も補助対象とならない。

※3 ア【中小企業者】(6)に該当する中小企業者は中堅企業等として扱う。

※4 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解される。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれない。

2 中小企業等経営強化法第2条第5項に規定するもののうち、以下、(1)～(4)のいずれかに該当するものであって、上記「イ」に該当しないもの

(1) 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会

その直接又は間接の構成員の3分の2以上が、常時300人（卸売業を主たる事業とする事業者については、400人）以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの。

(2) 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会（酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会の場合）

その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が、常時500人以下の従業員を使用する者であるものであって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの。

（酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会の場合）

その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が、常時300人（酒類卸売業者については、400人）以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの。

(3) 内航海運組合、内航海運組合連合会

その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が常時500人以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの。

(4) 技術研究組合

直接又は間接の構成員の3分の2以上が以下の事業者のいずれかであるもの。

- ・ 中小企業等経営強化法第2条第5項第1号～第4号に規定するもの
- ・ 企業組合、協同組合

別表（第6条関係）

経費項目
1 土木費
2 建築工事費
3 機械装置等製作・購入費
4 消耗品費
5 保守・改造修理費
6 労務費
7 旅費
8 外注費
9 研究開発費
10 その他市長が認める経費